

評議員、理事及び監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水天宮福祉会の評議員、理事及び監事（以下、役員等という。）の報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表第1の定めるところによる。

(計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(支給額)

第5条 支給額は、年額支給の場合は別表第1の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

(支給日)

第6条 報酬の支給日は、計算期間内の5月若しくは6月に開催される理事会及び評議員会の開催日とする。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬額
評議員、理事及び監事	年額 20,000円

別表第2（第5条関係）

報酬の計算期間中の在任期間	支給割合
10カ月以上 12カ月	4 / 4
7カ月以上 10カ月未満	3 / 4
4カ月以上 7カ月未満	2 / 4
1カ月以上 4カ月未満	1 / 4